

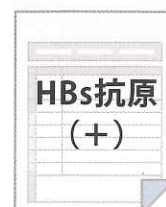
肝炎ウイルス検査で陽性だった方へ
今なら対象の精密検査が無料に!

初回精密検査の費用の自己負担額を助成します!

C型肝炎・B型肝炎ウイルス検査で陽性の結果を受け取ったら、まずは肝臓の状態を知るために精密検査を受けましょう。検査費用の自己負担分を助成するお得な制度があります。

◆以下、すべてにあてはまる方が対象です◆

- ・佐賀県内に住民登録をしている20歳以上の方
- ・医療(健康)保険に加入されている方
- ・過去に精密検査を受けたことがない方
- ・匿名化の上、佐賀県肝疾患データベースへ登録することに同意される方
- ・下記の5項目に同意される方(申請書の提出をもって同意したものとします)



- ① 県及び市町から定期的に調査票を送付し、医療機関の受診状況や治療内容を確認、連絡を行う場合があること
- ② 必要な相談支援を行うほか、肝疾患治療の最新情報や相談会・講習会の連絡を行う場合があること
- ③ 精密検査を受診したことが市町へ情報提供されること
- ④ 関係機関に肝炎ウイルス検査が陽性であることの確認を行うこと
- ⑤ 医療機関に対して精密検査内容などを照会すること

※以下のことに注意してください。

- ・検査は複数の日にわたることもあります。検査実施日は違っていても構いませんが、原則として同一の医療機関で1か月以内に検査を受けてください。
- ・医師の判断により追加された検査や、保険適用外の検査など、助成の対象外となるものがあります。

◆対象となる検査◆

血液検査

血液中の肝炎ウイルスの量や型を詳しく調べます。



腹部超音波検査(エコー検査)

超音波で肝臓の状態を調べます。



◆精密検査を受けられる医療機関◆

県ホームページ「がんポータルさが」で確認するか、お住まいの地域の保健福祉事務所または佐賀県健康増進課がん撲滅特別対策室へお尋ねください。(裏面参照)

◆精密検査費助成申請の流れ◆

医療機関



精密検査を受け、医療機関へ検査費を支払います。
肝炎ウイルス検査陽性の結果通知書があれば受診時に持参してください。

申請に必要な書類①～③を受け取ります。

①領収書

※再発行されませんので、必ず保管してください。

②診療明細書

③(あれば)肝炎ウイルス精密検査結果報告書

保健福祉事務所



お住まいの地域の保健福祉事務所に書類を持参し、手続きをしてください。書類の郵送でも手続きすることもできます。

申請に必要な書類

上記①～③

④(あれば)肝炎ウイルス検査陽性の結果通知書の写し

⑤印鑑

⑥通帳

⑦申請書(保健福祉事務所で記入します。)

<注意> 必ず検査を受けた年度内(3月31日まで)に申請してください。

お住まいの地域	管轄の保健福祉事務所	電話番号
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1905
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所	0955-73-4186
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2104

◆郵送で手続きする場合◆

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県健康増進課 がん撲滅特別対策室 TEL:0952-25-7491

※詳しい内容は佐賀県ホームページ「がんポータルさが」をご覧ください。 [がんポータルさが](#) 検索
申請書のダウンロードもできます。

